

# 障害者虐待防止法が施行されました

## 障害者虐待の未然防止や早期発見に努めましょう

平成24年10月1日から障害者虐待防止法が施行されました。虐待の定義や虐待防止に向けた視点などについて、宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班から寄稿いただきました。

### 1 はじめに

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成23年6月17日に成立し、平成24年10月1日から施行されました。この法律の目的は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障害者の権利利益の擁護に資すること、とされています。

この法律の施行に向けて、国及び地方公共団体は、体制整備の検討、障害福祉サービス事業所等の職員に対する研修会の実施、通報義務の周知、虐待の未然防止や早期発見のための広報・啓発活動等を実施してまいりましたが、引き続き、虐待の未然防止や早期発見のための取組みを

推進していく必要があります。

### 2 障害者虐待の定義

この法律では、障害者とは障害者基本法に規定する障害者と定義され、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）」その他心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされており、障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

障害者虐待防止法では、障害者虐待を、ア）養護者による障害者虐待、イ）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、ウ）使用者による障害者虐待に分けています。さらに、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」とも規定されており、広く虐待行為が禁止されています。

養護者とは、身近の世話や身体介助、

金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当します。また、同居していても、実際に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設従事者等とは、障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所等に従事している職員が該当します。

ウ 使用者（職場）による障害者虐待

使用者とは、障害者を雇って働かせている事業主などが該当します。

### 3 虐待防止に向けた視点

#### ① 虐待防止と対応のポイント

虐待が発生してからの対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要です。このため、住民やあらゆる関係者に対し、この法律の周知のほか、障害者や虐待に関する理解の普及を図ることが必要です。

#### ② 虐待の早期発見・早期対応

障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し、障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要です。このため、まずはこの法律に規定された通報義務を周知していくことが必要です。

#### ③ 障害者の安全確保を最優先

#### ④ 養護者の支援

在宅での虐待事案では、虐待している養護者を加害者として捉えがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありませんので、障害者の安全確保を最優先としつつ、養護者支援を意識することが必要です。

#### ⑤ 関係機関の連携・協力による対応と体制

障害者虐待の発生には、家庭内での人間関係や介護疲れ、障害に対する理解不足、金銭的要因など様々な要因が影響している場合が多いと指摘されています。このため、支援に当たっては、障害者や養護者の生活を支援するための様々な制度の活用や知識が必要となります。

このため、支援の各段階においては、複数の関係機関が連携を取りながら障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、対応することが必要となります。

#### ① 虐待をしているという「自覚」は問いません

虐待事案では、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。虐待している自覚がない場合には、その行為が虐待に当たることを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に取り組む必要があります。

#### 者虐待防止等のための措置

#### ③ 学校の長

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置

#### ④ 保育所等の長

保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置

#### ⑤ 医療機関の管理者

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置

### 5 おわりに

障害者虐待では、その未然防止や早期発見、早い段階での対応が重要です。このため、住民やあらゆる関係者に対し、虐待を受けていると「思われる場合であっても」、通報を行わなければならないことを周知するとともに、通報者の情報は守られる公益通報についても周知し、虐待を潜在化させない仕組みを構築していくことが求められています。（寄稿）

② 障害者本人の「自覚」は問いません  
障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。障害者本人から訴えの無いケースでは、周囲が積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。

#### ③ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合があります

障害者の家族への事実確認では、虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。このため、家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があります。

### 4 各機関の責務・役割

#### (1) 都道府県における主な責務・役割 ア 都道府県障害者権利擁護センターの設置

都道府県では、都道府県障害者権利擁護センターを本年10月までに設置することとされています。都道府県障害者権利擁護センターでは、次の業務を行います。

- ① 使用者による障害者虐待の通報又は届出の受理
- ② 市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助
- ③ 虐待を受けた障害者に関する様々な問題及び養護者に対する支援に

関し、相談に応ずること又は相談機関の紹介

④ 虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

⑤ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析、提供

⑥ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動

⑦ その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援  
イ 都道府県研修の実施  
都道府県においては、国研修の参加者を中心に、市町村職員、相談支援事業者、サービス事業者向けに障害者虐待防止のための研修を実施することとされています。

#### (2) 市町村における主な責務・役割 ア 市町村障害者虐待防止センターの設置

市町村では、市町村障害者虐待防止センターを本年10月までに設置することとされています。市町村障害者虐待防止センターでは、次の業務を行います。

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待の通報又は届出の受理
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者保護のための障害者及び